平成２４年（フ）第１８３１号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目12番地の１１―305、前住所大阪市西区境川１丁目６番23―304号
債務者　味吉恵美子（旧姓宮井）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３３号
大阪市阿倍野区昭和町４丁目１番８号
債務者　堤　　洋平
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８４号
大阪市西成区南津守３丁目１番77―101号、前住所大阪市西成区南津守３丁目１番77―104号
債務者　田中　　昇
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８６号
大阪府大阪市城東区今福南４丁目10番４―606号
債務者　武政　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８７号
大阪市都島区友渕町１丁目７番１―1305号
大平方
債務者　水田　絵里（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９０号
大阪市大正区泉尾３丁目20番12号　グレース泉尾303号
債務者　櫻井　利春
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９１号
大阪市港区磯路１丁目８番12―503号、前住所大阪市港区磯路３丁目25番７―1011号
債務者　沼田　寿子（旧姓津村）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３号
岩手県紫波郡紫波町日詰西２丁目２番地１
債務者　佐藤　　拓
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７７号
千葉県柏市南逆井３丁目５番19号
債務者　菅原真由美（旧姓大川・渋谷）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２０５号
千葉県松戸市岩瀬618番地の５　ＪＫマンション105号
債務者　中川　昌明
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２２２号
千葉県松戸市幸田２丁目164番地の１　ロイヤルハイツＢ―201号
債務者　青木　正幸
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２２５号
千葉県柏市松葉町５丁目１番地１　11棟403号
債務者　葛西　　理
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２２７号
千葉県我孫子市湖北台７丁目11番39―406号
債務者　三浦　秀夫
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２２８号
千葉県我孫子市湖北台７丁目11番39―406号
債務者　三浦　和子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３２号
千葉県柏市豊四季388番地85　フォルテ富沢103号
債務者　杉田八千代
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３３号
千葉県柏市青葉台２丁目27番４号　ベルピア常盤平第11―２―206号
債務者　城戸　秀樹
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９０号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野852番地
債務者　岡﨑　由信
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係